

一般社団法人日本側彎症学会定款運用規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本側彎症学会定款（以下「定款」という。）の施行・実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(規定の名称など)

第2条 定款第14章に規定する「規則」とは、規定の表題に「〇〇〇〇〇規則」の冠名を付することにする。

2 定款第14章に規定する「細則等」とは、「細則」、「規程」、「内規」をいい、当該規定の表題にそれぞれの冠名を付することにする。

3 前項の「細則」とは、「規則」を実施するための細目等の規定をいう。

4 第2項の「規程」とは、細則以外の規則を実施するための細目等の規定をいう。

5 第2項の「内規」は、「細則」及び「規程」を補足・補完するための規定とする。

6 各規定の様式は別表のとおりとする。

7 本条に定める規定は、すべて一般社団法人日本側彎症学会の規則集（別定）に記載し管理する。

(規則の変更)

第3条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規則は、令和2年5月28日から施行する。